

令和6年度入善町新婚世帯住居費等支援事業補助金（基本要件）に関するQ&A

【目次】

1.申請について

Q1-1	申請はいつからできますか。
Q1-2	郵送で申請できますか
Q1-3	事前相談はできますか。
Q1-4	入善町外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。
Q1-5	再婚の場合は対象になりますか。
Q1-6	夫婦の一方は入善町に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

2.対象経費

Q2-1	いつ支払った費用が補助の対象になりますか。
Q2-2	住居費について対象となる費用は何ですか。
Q2-3	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか
Q2-4	【購】住宅を購入した際に、国の補助金を使いました。対象となりますか。
Q2-5	【購・リ】婚姻日より前に住宅を購入・リフォームしましたが、対象になりますか。
Q2-6	【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。
Q2-7	【リ】リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。
Q2-8	【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。
Q2-9	【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか。
Q2-10	【賃】勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。
Q2-11	【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか。
Q2-12	【賃】婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。
Q2-13	【引】引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。

※【購】住宅購入 【リ】リフォーム 【賃】賃貸 【引】引越

令和6年度入善町新婚世帯住居費等支援事業補助金（基本要件）に関するQ&A

【1.申請について】

(Q1-1) 申請はいつからできますか。

補助金の申請日からさかのぼって、①婚姻日、②同居日、③契約日、④引っ越しを行った日の全てが1年以内であることを条件に、受付しています。ただし、実際に婚姻し、住宅賃借費用や引っ越し費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となります。

申請期限は、①婚姻日、②同居日、③契約日、④引っ越しを行った日の全てを満たしたときから3か月以内です。※なお、ここでいう新婚世帯とは、婚姻日から起算して1年以内の夫婦であって、かつ、夫婦の合計年齢が100歳以下である夫婦のこと指します。

(Q1-2) 郵送で申請できますか。

申請できます。書類に不備や不足があった場合は、担当者からお電話いたします。

(Q1-3) 事前相談はできますか。

結婚・子育て応援課（0765-72-1853）にて事前相談を承っております。

(Q1-4) 入善町外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、申請時において、夫婦とも入善町内に住民登録されている必要があります。また、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅（婚姻を機に新たに生活を送るための住宅）の住所でないといけません。

(Q1-5) 再婚の場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、過去に補助金の交付を受けたことがある人物との再婚の場合は対象外です。

(Q1-6) 夫婦の一方は入善町に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

対象になりません。申請時において、夫婦ともに入善町に住民登録されている必要があります。また、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅（婚姻を機に新たに生活を送るための住宅）の住所でないといけません。

【2.対象経費】

(Q2-1) いつ支払った費用が補助の対象になりますか。

申請日からさかのぼって1年以内に支払った住居費、引っ越し費用が対象となります。

(Q2-2) 住居費について対象となる費用は何ですか。

婚姻に伴う住宅購入費用は、建物の購入費のみが対象です。

住宅賃借費用は、賃料（1か月分のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象です。

区分	項目	補助の対象
住宅購入費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代	対象外
	住宅ローン手数料	
住宅賃貸費用に付随して発生することが多い経費	駐車場代	対象外
	物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交交代	
	更新手数料	
	光熱水費	
	設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
	契約一時金、保証金	地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。

(Q2-3) 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った方（口座名義人）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。スマホのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショットでも構いません。なお、振込先の口座は、申請者名義のものに限ります。

(Q2-4) 【購】住宅を購入した際に、国の補助金を使いました。対象となりますか。

以下の補助金を使用した場合は、併用不可のため、対象となりません。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2 化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

(Q2-5) 【購・リ】婚姻日より前に住宅を購入・リフォームしましたが、対象になりますか。

婚姻日より前に購入した住宅の場合、**補助金の申請日から起算して1年以内、かつ、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として購入した住宅であれば対象**になります。なお、リフォーム費用についても同様の考え方となります。

(Q2-6) 【リ】住宅のリフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。

婚姻を伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。※ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外です。

(Q2-7) 【リ】リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。

夫婦が所有者である必要はありません。※ただし、夫婦の双方又はいずれか一方の住民票が当該住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていなければなりません。

(Q2-8) 【リ・賃】賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。

(Q2-9) 【賃】住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか。

いずれの場合も対象になりますが、対象費用となるのは以下のとおりです。

■ 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合

⇒婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用が対象になります。

■ 婚姻前から夫婦が同居している物件の場合

⇒原則、婚姻後に生じた費用が対象となります。ただし、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始後に生じた費用が対象となります。

※いずれの場合も補助金の申請日から起算して、1年以内に支払った費用に限ります。

(Q2-10) 【賃】勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。

住宅賃借費の場合対象外になります。

勤務先が発行する住宅手当支給証明書により、手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。

(Q2-11) 【賃】他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか。

対象になりません。

(Q2-12) 【賃】婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。

対象となります。

※ただし、補助金の申請日から起算して1年以内に支払った費用に限ります。

(Q2-13) 【引】引越費用について、対象となる費用はどのようなものですか。

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。そのため、引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外になります。不用品の処分費用や、自身で荷物を運んだ場合のレンタカー費用、エアコンの移設、設置費用等は対象になりません。